

原著

児童養護施設による家庭復帰事例への アフターケアの実態に関する調査研究

石 田 賀奈子¹⁾・伊 藤 嘉余子²⁾・永 野 咲³⁾

1) 神戸学院大学 総合リハビリテーション学部
社会リハビリテーション学科

2) 大阪府立大学 准教授

3) 東洋大学大学院 博士後期課程

【要約】 児童虐待の増加、家族機能の低下が指摘されている。新しい家族支援の枠組みの中で、児童福祉施設の機能と役割は、これまでになかった新しい役割へとシフトしつつある。

本研究では、児童養護施設から家庭復帰したケースのアフターケアについて、その現状と課題を明らかにすることを目的として、児童養護施設に勤務する家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）へのインタビュー調査を実施した。

分析の結果、以下の実態及び必要な改善点が明らかとなった。（1）市町村と子どもの出身施設の連携があまりとれていない現状、（2）入所時からの家庭復帰に向けてのアセスメントが重要であること、（3）退所前から地域の資源に家族や子どもをつなぐ支援が必要であること。

キーワード：児童養護施設 家族再統合 家庭支援専門相談員 多機関連携 児童虐待

I. 本研究の背景および目的

A. 本研究の背景

児童養護施設は、戦災孤児や浮浪児対策として保護者のない児童の「衣食住を提供するための場」として児童福祉法に規定され、戦後の歴史を始めた児童福祉施設である。しかし、厚生労働省によると、現在では保護者（両親又はひとり親）がいながら入所に至る児童は81.7%に上る。その入所の背景には児童虐待の増加があり、児童養護施設に入所する児童のうち、被虐待経験を持つ児童が59.5%を占める現状にある〔1〕。

児童養護施設の家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）は、このような状況を受け、1999（平成11）年に乳児院を起点に配置が

はじまり、さらに2011（平成23）年には児童福祉施設最低基準の改正に伴い配置が義務化された専門職である。家庭支援専門相談員の業務には、虐待等の家庭環境等の理由により入所している児童の早期家庭復帰のための支援のほか、保護者等への家庭復帰後における相談援助や退所後の児童に対する継続的な相談も規定されている。

また、児童福祉法においても児童養護施設を退所した者のアフターケアについては、2005（平成17）年の改正によって児童養護施設の業務として位置づけられている。

しかし、限られた人員配置の中、入所児童やその家族の抱える複雑な課題への対応に迫られる現状においては、児童養護施設がその役割を単独で担うのは難しい。伊藤（2010）によると、これま

で施設退所者のアフターケアに関する議論の中心は「18歳で退所（または15歳で中卒就職・退所）」するケースのアフターケアにあったとされる[2]。

家庭復帰支援については、乳児院では、全国乳児福祉協議会により家庭支援専門相談員による家族支援のガイドライン（2003）[3]、乳児院におけるアセスメントガイド（2013）などの指針が作成され[4]、児童養護施設などの児童福祉施設においても、庄司ら（2002）による被虐待児童の保護者への援助に関するガイドラインが示されている[5]。

しかし、児童と家族が再び生活を共にすることになることは、大きな関係性の変化をもたらす。高橋ら（1999）の児童養護施設からの強制引き取りに関する調査によると、児童養護施設から保護者によって強制引き取りされた68事例のうち3割が強引な家庭引き取り後に施設に再入所していたことが明らかになっている[6]。虐待の再発は強制引き取り事例に限らない。2012年には、児童養護施設退所後の児童が虐待により死亡するという事件が大きく報道された。

児童の社会的自立による退所のみならず、児童が元の家族に戻る形での家庭復帰ケースのアフターケアについても、現状と課題を明らかにすること、特に児童養護施設のファミリーソーシャルワーカーが単独で行う支援の実態ではなく、児童相談所および市町村との連携の現状を明らかにし、望むべきあり方を検討することが求められていると考える。

B. 本研究の目的

2009（平成21）年の児童福祉法改正により市町村業務として法定された「養育支援訪問事業」では、支援対象の中に「施設や里親家庭から児童が家庭復帰した家庭」が位置づけられている。制度化から5年が経過した現在、児童養護施設から家

庭復帰した家庭に対してこの制度がどのように活かされているのか、また、この制度は児童養護施設と市町村との連携に向けて効果を示しているものなのかについて検討する必要がある。有機的な連携を実現している事例があればその実践事例の詳細な検討が必要であり、そうした事例がない場合、阻害要因を検討する必要がある。

本調査では、以下の3点を明らかにすることを目的とした。

- （1）家庭復帰の形で退所した子どもやその家族に実施した養育支援やアフターケアの実際と課題
- （2）家庭復帰の形で退所した子どもやその家族に実施した退所に向けての支援および退所後の他機関との連携の実際と課題
- （3）今後の展望

Ⅱ. 調査の方法

A. 調査対象

児童養護施設において家庭復帰支援やアフターケアを担当した経験者に事例提供を依頼した。調査対象は近畿二府四県にある児童養護施設とした。調査対象者は児童養護施設でのソーシャルワーク実践においてエキスパートとみなされるワーカーとし、スノーボールサンプリングで次の条件を満たす方を抽出し、協力を依頼した。

- ①上司や現場経験者からエキスパートとみなされていること
- ②これまで多くの家庭復帰ケースを担当し、経験年数が豊富であること。経験年数の基準として5年以上の実務経験を有すること
- ③普段行っている仕事を概念化し、人に伝えることができること
- ④自分たちの実践を明らかにしたいと考えていること
- ⑤定期的に調査を行える環境にあること
- ⑥詳細なインタビューに対応できること

B. 調査方法

1人1時間半～2時間程度の時間で半構造化面接によるインタビュー調査を実施した。調査協力者の勤務先を訪問し、施設の一室でインタビューを行い、プライバシーの確保に努めた。調査の趣旨を説明し、了解を得た上でICレコーダーでの録音を行った。調査実施時期は2012（平成24）年8月～2013（平成25）年1月である。

倫理的配慮として、①収集した情報やデータ等は、鍵のかかる研究室内にて厳重に保管すること、②収集した情報やデータ等は、分析終了後は可及的速やかに破棄すること、③調査結果の公表に際しては、施設名や個人名等が特定されないよう格段の配慮を行うことを調査依頼文書に明記し、調査実施にあたって説明の上同意を得た。なお、調査に先立ち、研究代表者の所属機関である大阪府立大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科研究倫理委員会を受審の承認を得ている。

C. 調査項目

調査対象となる事例は当初、①過去3年以内に家庭復帰した養育支援訪問事業を活用しているケース、②家庭復帰後もアフターケアが続いているケース、③他機関との連携・協働体制が築けていると思われるケースを挙げていただけるよう依頼した。しかし、養育支援訪問事業については対象となった事例はないとの回答が得られたため、①過去3年間に家庭復帰したケース、②家庭復帰後もアフターケアが続いているケース、③他機関との連携・協働体制が築けていると思われるケースを満たすケースを対象とした。対象となる事例を選定し下記の項目についてインタビューを実施した。

1. 対象児童についての基本的属性
2. 入所時の状況
3. 入所中の生活状況
4. 退所に向けての支援の実施状況

5. 退所後の支援の実施状況

6. アフターケアについての今後の課題

7. 調査協力者の基本的属性

D. 分析方法

得られたデータは、大谷（2007）によるSCAT法〔7〕および川喜田（1986）のKJ法〔8〕を参考に分析した。具体的には、①収集したデータのそれぞれの事例についての語りから、家庭支援専門相談員を軸に児童養護施設が行った支援に関する語りを抽出（セグメント化）する、②SCATに基づく4ステップ・コーディング（各セグメントから浮かび上がる構成概念の抽出）を行う、③浮かび上がった構成概念を、KJ法を参考にカード内容の親和性を重視しながらカテゴリー化する、という手順で分析した。

Ⅲ. 調査の結果

A. 調査協力者および提供事例の基本情報

インタビュー協力者の基本的属性は表1のとおりである。5施設7名の施設職員から家庭復帰ケース9事例についてインタビューを実施した。

各提供事例の基本情報は表2のとおりである。今回の調査では、条件①（過去3年間に家庭復帰したケース）であることは満たすものの、残りの2条件（②家庭復帰後もアフターケアが続いているケース、③他機関との連携・協働体制が築けているケース）は満たしていない事例が2事例あったが、連携の阻害要因を明らかにするうえでは必要であると判断し、分析対象に含めた。

B. 提供事例の分析結果

1. 家庭引き取りプロセスのカテゴリー生成と事例の分析

前節第4項で述べたとおりの手順で、各事例について分析を行った。事例を理解するための概念

カテゴリーとして、「入所理由」、「家庭復帰理由」、「連携」、「家庭の課題改善」、「本人の課題改善」、「家庭復帰時の家庭の変化」、「退所後の見守り」の7カテゴリーを生成した。なお、ここでの「連携」カテゴリー概念は措置機関である児童相談所との連携を意味するものではない。原家族が生活する地域の社会資源、医療機関等、措置機関以外の機関も含めた3者以上の連携を「連携」とした。このカテゴリーに基づいて事例を整理した結果は次のとおりである（表3）。

さらに、分析によって得られた表3の概念カテゴリーに基づいて、入所理由と退所時の状況によってタイプを分類した。退所時の状況については、家庭復帰の理由と連携の有無に基づいて4タイプ

に分類を試みた。結果は表3－4のとおり4つのグループに分類された。

2. タイプ別の家庭復帰判断の背景

a. 入所理由－虐待あり：家庭復帰理由－課題の解決・連携あり群（事例1，3）

このタイプには2事例が分類された。いずれも身体的虐待による入所である。退所に至るまでの過程で主たる虐待者が家庭から排除されたり、主たる虐待者へのペアレント・トレーニングが功を奏したりで、その結果入所前の虐待的養育環境が改善された点が共通している。また、退所に至るまでに要保護児童対策地域協議会でのケース検討がなされたり、児童相談所・保健センター・転入

表1 インタビュー協力者の基本的属性

施設	職種	性別	経験年数	所持資格
A施設	施設長	男性	20年以上	
B施設	施設長	男性	20年以上	社会福祉士
	家庭支援専門相談員	男性	15年以上 20年未満	保育士 社会福祉主事
C施設	施設長	男性	20年以上	
	家庭支援専門相談員	女性	20年以上	保育士
D施設	家庭支援専門相談員	女性	20年以上	保育士
E施設	家庭支援専門相談員	女性	15年以上 20年未満	教員免許

表2 提供された事例の基本情報

ID	性別	入所年齢	退所年齢	入所期間
1	男	保育園年中	小学校就学時	2年
2	男	中学3年生	高校1年生	1年
3	男	8歳	9歳	8ヶ月
4	男	13歳	高校1年生	2年4ヶ月
5	女	11歳	中学校進学時	1年8ヶ月
6	女	3歳	6歳	3年
7	女	2歳	6歳	4年
8	女	3歳	5歳	2年3ヶ月
9	女	6歳	高校1年生	10年

先小学校と施設がカンファレンスを持ったりと関係機関との綿密な連携が行われ、家庭復帰後の見守り体制が話し合われた上での家庭引き取りとなっている。

b. 入所理由－虐待あり：家庭復帰理由－親、本人の希望・連携あり群（事例2，4，8，9）

このタイプには4事例が分類された。全ての事例に共通するのは、保護者に精神疾患があること

である。いずれの事例もいわゆる「片付けられない」家族であり、ヘルパーが派遣されているにもかかわらず改善の兆しがみられないという事例もあった。4事例のうち3事例は子どもが高校生の年齢になっており、子どもたちも施設での規則正しい枠組みのある生活に適応できず強い引き取り願望を示していた。いずれの事例も子ども本人の課題があり、不登校、知的障害、対人関係のつまづきなどの課題が改善される前の家庭引き取りで

表3 概念カテゴリーに基づく事例の分類

ID	入所理由	家庭復帰理由	措置機関以外との連携	家庭の課題改善	本人の課題改善	家庭復帰時の家庭の変化	退所後見守り
1	身体的虐待	母の安定 小学校入学	あり	あり	－	あり	要対協 児家セン
2	ネグレクト 母精神疾患	母・本人の強い 希望	あり	課題あり	課題あり	なし	要対協 生保CW 児家セン
3	身体的虐待	親子関係の改善	あり	あり	課題あり	あり	家児相 保健センター
4	ネグレクト 母精神疾患	母・本人の強い 希望	あり	課題あり	課題あり	なし	復帰後再入所
5	養育困難 父母精神疾患	精神疾患の改善 本人の中学進学	あり	あり	あり	なし	児相 家児相 学校 医療機関
6	母就労のため	小学校就学を機 に家庭引き取り	なし	課題あり	－	あり	なし
7	養育困難	県外転居を機に 家庭引き取り	なし	課題あり	課題あり	あり	再入所
8	乳児院より措置 変更・ネグ レクト・母精 神疾患	母の強い希望	あり	課題あり	課題あり	なし	要対協 児相 家児相 生保CW
9	ネグレクト 身体的虐待 父母精神疾患	母・本人の強い 希望	あり	課題あり	課題あり	あり	要対協 児相 家児相 施設

表4 家庭復帰理由と連携有無による分類（事例番号による分類）

		家庭復帰の理由			
		課題の解決		親・本人の希望	
		連携あり	連携なし	連携あり	連携なし
入所理由	虐待あり	1, 3		2, 4, 8, 9	
	養育困難等	5			6, 7

あった。保護者の同意による入所であるため、家庭の課題や本人の課題の改善がみられないまま、親の希望による家庭引き取りとなっているところにいずれの事例担当者も困難を感じていた。さらに1事例はその後児童自立支援施設への再入所となっている。

c. 入所理由－養育困難：家庭復帰理由－課題の解決・連携あり群（事例5）

このタイプには1事例が分類された。この事例は父母ともに精神疾患があり、児童への過剰な期待がみられるなど親子関係に課題があった。児童相談所、家庭児童相談室、医療機関と連携し、父母の疾患、生活状況が落ち着いたところに子どもが中学生になり、引き取りを希望したため退所となっている。退所に至るまでの連携は行われていたものの、退所後、家庭支援専門相談員は積極的にアフターケアを行っていない。他の機関に見守りの役割を託す形で施設は積極的に関与しないという立場が取られていた。

d. 入所理由－養育困難：家庭復帰理由－親、本人の希望・連携なし群（事例6，7）

このタイプには2事例が分類された。いずれも

措置機関である児童相談所以外の機関と施設は直接的な協同・連携体制はなく、保護者の意向と児童相談所の意思決定を軸に退所に向けての親子関係調整が行われていた。家庭引き取り後のアフターケアについても、児童相談所が軸となっており、施設内の業務と兼務しているため、外に出て状況を把握する時間がうまくとれないという専門職のジレンマが語られた。いずれの事例もいわゆる単純養護を理由とした施設入所であったが、家庭引き取り時には母の再婚や再婚相手との間に兄弟が生まれているなどの家庭の変化があった。1事例は家庭引き取り後に他の児童養護施設へ再入所、もう1事例についても退所時の条件と実際の家庭復帰後の家庭環境に相違があり、虐待的養育環境におかれていると思われることから再措置が検討されているという事例であった。

2. 事例を通して見た機関連携の現状

では、今回分析の対象としたそれぞれの事例において、家庭支援専門相談員は家庭復帰にいたるまでのケースマネジメントの際、どのように他機関と連携してきたのであろうか。上記の分類をもとに得られたコードを整理した（表3－5）。

表5 家庭復帰タイプ別にみる連携の実態（事例番号による分類）

		家庭復帰の理由			
		課題の解決		親・本人の希望	
		連携あり	連携なし	連携あり	連携なし
入所理由	虐待あり	・入所時アセスメントの重要性 ・プランニングにおける家庭復帰の位置づけ ・リーピングケア段階の多機関連携 ・援助の中心のシフト		・ケース会議の開催 ・児童相談所を核においた支援ネットワーク ・地域の資源への引き継ぎ	
	養育困難等	・終結を見据えた支援 ・定期的な関係者会議 ・援助の中心のシフト			・児童相談所との線のつながり ・意思決定は児童相談所

a. 入所理由－虐待あり：家庭復帰理由－課題の解決・連携あり群（事例1，3）

このタイプでは、「入所時アセスメントの重要性」、「プランニングにおける家庭復帰の位置づけ」、「リービングケア段階の多機関連携」、「援助の中心のシフト」というコードが分類された。

児童相談所の児童福祉司がすべてのケース情報を把握することは困難であり、児童を受け入れてからの連携が大切であると考えられており、「プランニングにおける家庭復帰の位置づけ」を明確にするための前提として、「入所時アセスメントの重要性」が認識されていた。要保護児童対策地域協議会にファミリーソーシャルワーカーが入っていることで定期的な情報交換が可能となり、児童相談所、地域、家族との関係がつながりながら確認できるとの語りが得られた。また、家庭引き取りは保護者の意向の変化等で急に調整が行われるのではなく、引き取りという支援の目標を視野に入れてこれまで取り組んできた結果であるべきであるという語りから、児童養護施設の役割として「プランニングにおける家庭復帰の位置づけ」が重要であると考えられていることが示唆された。

また、このタイプでは児童相談所が児童養護施設に措置するに当たり、入所受け入れに係る協議が両者間で持たれ、退所後の支援を検討する会議において児童相談所から家庭児童相談室に担当を移していった、という語りから、複数の機関がかわりながら、家族の状況に応じて「援助の中心のシフト」が行われていたことが示唆された。

b. 入所理由－虐待あり：家庭復帰理由－親、本人の希望・連携あり群（事例2，4，8，9）

このタイプでは連携のあり方として「ケース会議の開催」、「児童相談所を核においた支援ネットワーク」、「地域の資源への引き継ぎ」が行われていた。退所に際して全てのケースの要保護児童対

策地域協議会に参加しているという家庭支援専門相談員は、従来児童相談所と児童養護施設と市町村の担当課で協議していたものが、保健師やホームヘルパーなど多様な専門職との連携が可能になった、と要保護児童対策地域協議会の意義を語る。定期的なケース会議を開催しケースマネジメントが行われてきた。このタイプに分類された事例は、いずれも入所理由の改善が見られないまま、子ども本人、家族の強い引き取り要求に応じざるを得なくなった事例であった。そのため、学校・保育所等の「地域の資源への引き継ぎ」も退所にあって必要な条件であると示唆された。

c. 入所理由－養育困難：家庭復帰理由－課題の解決・連携あり群（事例5）

このタイプでは、「終結を見据えた支援」、「定期的な関係者会議」、「援助の中心のシフト」の3つのコードが分類された。入所の時点で家庭引き取りという支援目標が立てられ、「定期的な関係者会議」が重ねられる中で、措置機関の決定に基づいて家庭復帰に向けての支援が段階的に行われた。また、ケースワークの過程は入所から退所に至るまでのみではなく、入所前の在宅支援・入所・退所後の在宅支援という一連の流れの中で、家庭児童相談室、児童相談所、児童養護施設等が、家族支援の中心的役割を状況に応じて交替しつつ関わるという、タイプ①と同じ「援助の中心のシフト」概念が分類された。

d. 入所理由－養育困難：家庭復帰理由－親、本人の希望・連携なし群（事例6，7）

このタイプで得られた概念は、「児童相談所との線のつながり」、「意思決定は児童相談所」、「アフターケアはしていない」となった。要保護児童対策地域協議会など地域とつながった会議を持っていない中で、家庭支援専門相談員と児童相談所はいわば「点と点」であり、児童相談所による家族へ

の支援と、児童養護施設における子どもの安心で安全な育ちの場が提供されるという二者のつながりの中での家庭復帰支援が行われていた。また、家庭復帰という支援方針は入所時のアセスメントであがっているものではなく、児童相談所の方針の変化に従って施設が家庭復帰に向けた支援にシフトしていくという現状が明らかとなった。また、児童相談所以外に引き継ぎを行った機関は特になく、要保護児童対策地域協議会との連携もなく、施設としても積極的にアフターケアはしない、実施は困難であるという中での家庭復帰となっていた。

3. アフターケアにおける機関連携の課題

次に、児童養護施設がアフターケアに取り組むにあたって感じる機関連携の課題について、入所理由－家庭復帰理由のタイプごとにコードを分類した（表6）。

a. 入所理由－虐待あり：家庭復帰理由－課題の解決・連携あり群（事例1，3）

ここでは、「見守りの役割分担」、「市町村の機能向上」の2つのコードが分類された。要保護児

童対策地域協議会が機能しており、地域に戻った後のサポートネットワークの構築が可能な素地はあるものの、児童相談所、市家庭児童相談室、児童養護施設のどこが主体となって関わるかについては前述の「援助の中心のシフト」が円滑に行える事例ばかりではなく、未整理な部分があることが示唆された。また、児童相談所が十分に役割を遂行するために、市町村の相談機能がより向上することを児童養護施設は期待しており、児童相談所、市町村、児童養護施設が連携していくためにはさらなる「市町村の機能向上」を期待していることが示唆された。

b. 入所理由－虐待あり：家庭復帰理由－親、本人の希望・連携あり群（事例2，4，8，9）

ここでは、「保護者の施設への感情」、「機関同士の認識のずれ」、「市町村の課題」、「相談できる場所が見えない」、の4つのコードが分類された。

ここに分類された事例はいずれも本人・保護者からの強い要求で家庭復帰しており児童養護施設との関係も退所時には関係が良好ではない場合が多い。また、退所後も施設との関係を持ち続けないという保護者の思いを考えると、児童養護

表6 家庭復帰タイプ別にみるアフターケアの課題（事例番号による分類）

		家庭復帰の理由			
		課題の解決		親・本人の希望	
		連携あり	連携なし	連携あり	連携なし
入所理由	虐待あり	・見守りの役割分担 ・市町村の機能向上		・保護者の施設への感情 ・機関同士の認識のずれ ・市町村の課題 ・相談できる場所が見えない	
	養育困難等	・機関同士の考え方の相違 ・退所後支援の中心機関が不明確 ・アウトリーチのしにくさ			・施設でのケースマネジメントの課題 ・児童相談所との役割分担 ・保護者の感情への配慮 ・兼任の課題

施設の介入はどこまで続けるべきかと苦慮していることが読み取れた。アフターケアを行うという児童養護施設に求められている役割より「保護者の施設への感情」への配慮を行い、他の機関が引き続き関わっていってくれることを期待する語りが得られた。

家庭復帰の判断においても、精神疾患や知的障害など養育上の課題のある家族への支援にはどの機関も苦慮しており、市や児童相談所の担当者が変わる中で「機関同士の認識のずれ」が起き、方針に変更が生じて家庭復帰へと進まざるを得なかった可能性が読み取れた。

また、要保護児童対策地域協議会などで定期的に市町村と会議を持っても、地域で生活する要保護児童が施設に措置されると市町村の関わりが途絶えてしまう現状があり、家庭復帰に当たっては「市町村の課題」とがあると考えられていることが示された。ゆえに、児童養護施設に入所した児童が再び地域に戻った時に、家族や児童がその地域の一員として受け入れられる素地はあるのかという疑問が語りの中で得られた。

家庭復帰後、措置機関である児童相談所や措置解除された児童養護施設から相談の窓口がどこかに引き継がれるべきであるが、家庭復帰後の相談の中心的存在が不明確であり、家庭復帰後、家族が何らかの困難に直面したときに相談につながりにくいことが語られた。家族が困難を感じながらも「相談できる場所が見えない」まま状況が悪化してしまうなどの不安を感じながら地域に帰している可能性が示唆された。

c. 入所理由－養育困難：家庭復帰理由－課題の解決・連携あり群（事例5）

ここでは、「機関同士の考え方の相違」、「退所後支援の中心機関が不明確」、「アウトリーチのしにくさ」の3つのコードが分類された。

「機関同士の考え方の相違」では、関係機関と

の家族関係調整の姿勢の違いに戸惑いを覚えている現状が示唆された。家庭復帰後の生活に課題を感じる家族についても児童養護施設としては関係機関、あるいは家族や児童本人からの連絡や相談を待つしかないこと、それがあって初めて動いている現状にあることが語りから得られた。「退所後支援の中心機関が不明確」では、ファミリーソーシャルワーカーは、児童相談所等に主導権を担うことを期待し、施設に措置されたケースに限らず、児童養護施設が要保護児童対策地域協議会の中に参画することで地域での子育てを支援するのが役割であると考えていることが示唆された。家庭復帰後の児童養護施設によるアフターケアを行う上では、退所後も児童養護施設と関わり続けたいというニーズがない中で、積極的な介入はしにくく、「アウトリーチのしにくさ」を感じていることが示された。

d. 入所理由－養育困難：家庭復帰理由－親、本人の希望・連携なし群（事例8，9）

ここでは、「施設でのケースマネジメントの課題」、「児童相談所との役割分担」、「保護者の感情への配慮」、「兼任の課題」の4つのコードが分類された。

入所時のアセスメントおよびプランニングの中で家庭引き取りに向けた支援計画が立てられていない中、児童相談所が家庭引き取りを決定した事例であったが、面会、外出、長期外泊等が段階的に行われることのないままの家庭引き取りとなっていた。また、家庭引き取りを最終目標としてそうした段階的な家族関係調整とその評価が必要であると理解はされているものの、実際は数回の1時間程度の面会を通して親子関係の確認を行わざるを得ない現状に「施設でのケースマネジメントの課題」があることが示された。さらに、家庭引き取り後の地域との連携については児童相談所が実施しており児童養護施設には見えない部分で進

められているものであり、入所中の子どもの安心で安全な生活の保障は施設が中心となって担うものの、「児童相談所との役割分担」では措置解除後の家族への関わりは児童相談所の役割であるという期待のもと取り組まれていることが示唆された。

こうした役割分担を取っている背景には、「保護者の感情への配慮」が積極的な介入をためらわせている現状が明らかとなった。ファミリーソーシャルワーカーとしては児童相談所や児童養護施設以外の相談できる場所を用意することが必要であると考えていることが示された。また、相談を待つだけではなくアウトリーチ型の支援に組みみたいという思いはあるものの児童の日常生活の直接処遇にも携わっている現状から、ファミリーソーシャルワーカーの感じるジレンマが「兼任の課題」として語られた。

Ⅳ. 調査結果の考察

A. 家庭復帰支援の困難さ

厚生労働省（前出）の調査によると、児童養護施設入所児童の平均在所期間は4.6年となっている。今回の調査はわずか9事例の分析なので一般化できないとはいえ、1事例を除き全て平均在所年数より短い期間に家庭引き取りが行われている。特に、家庭復帰の理由が「親、本人の希望」群は、問題の解決が見られないまま家庭復帰となっている。虐待による入所事例での再入所だけではなく、養育困難を入所理由とする事例においても、家庭復帰後、家族再統合に不調をきたし、再措置されている事例も見られた。

また、家庭復帰に向けて関係機関同士の十分な協議が行われないまま、あるいは家族の状況についての認識に相違が残ったまま家庭復帰に至っている現状があり、安全な状況での家庭復帰の実現と安定した家族関係の維持には課題が残ることが

示唆された。

B. 家庭復帰支援に対応する児童養護施設の課題

9事例の分析の結果、入所時のアセスメントが家庭復帰に向けた支援を行う上で重要であることが確認できた。それらが十分なされていない事例においては、措置機関である児童相談所より家庭復帰の方向性が示されてから家族関係調整を手がけるものの、家庭支援専門相談員自身が十分でないと考えている段階での家庭復帰となるケースもあることが示された。その後、気がかりになりつつも入所してくる児童、現在入所している児童へのソーシャルワークに手一杯で十分なアフターケアが行えない、という現状が明らかとなった。以上の結果から、入所段階での児童相談所からの情報提供が十分になされること、必要に応じてアウトリーチできる勤務体制づくりなどが、安全な家庭復帰に向けた支援を開始するためには非常に重要であることが確認された。

C. 養育支援訪問事業活用に向けた期待

2005（平成17）年の児童福祉法改正によって、児童養護施設を退所した児童のアフターケアは児童養護施設の業務のひとつとして位置づけられた。

しかし、本調査で得られた事例の分析を通して、退所後の家族の心情としては児童相談所や児童養護施設と接触を避ける傾向にあると考えられた。特に課題が解決されないまま家庭復帰となったケースほど措置に関わった機関や施設に相談しにくさを感じていると考えられ、より身近に相談できる別の場所が必要であることが示唆された。

実際には養育支援訪問事業を始め、家庭復帰後の地域で家族関係の調整に働きかける専門職は不在で、必要な時に相談につなげることができない現実が示された。実際に家族再統合に向けて家庭復帰後も引き続き関わる機関が整備されること、

援助の中心が徐々に地域の機関に移行できるよう入所中からつながりを持てるように支援することなどが必要である。

V. 今後の課題

調査の結果から得られた必要な視点および現在の課題を図1の通りまとめた。

A. 「面の連携」を組むシステムの構築の必要性

調査の結果、市町村と児童の出身施設の連携があまり取れていない現状が明らかとなった。不適切な養育環境にあった子どもたちに、安心して安全な養育環境を保障し、子どもたちのケアに携わる傍ら、親支援にも向き合うために、児童養護施設には直接処遇職員のほか、家庭支援専門相談員や心理療法担当職員など、専門的支援を行う職種が配置されている。しかし、施設単独あるいは児童相談所との線上の連携では、家族が再び地域で自立した生活を営むのを支えていくには限界がある。様々な機関の協働を基本とした面の連携、面の支援体制を組むシステムが必要である。市町村の養育支援訪問事業につながっていくことを想定しつつ、児童相談所の児童福祉司、及び児童福祉施設のファミリーソーシャルワーカーが要保護児童対策地域協議会に参加し、入所の時点から情報共有を密に取り合えるネットワークの構築が求められる。

B. 入所時からの十分な情報収集と家庭復帰に向けてのアセスメントの実施

児童虐待相談件数の増加を受け、児童相談所の一時保護所に対応しきれない児童が一時保護委託からそのまま入所とつながっていくケースも増えていく中、施設内ケースマネジメントが円滑に行えるよう、入所時にアセスメントのために必要な情報が施設に提供されるような仕組みが必要であ

る。また、ファミリーソーシャルワーカーが業務に専念でき、必要に応じてアウトリーチできる勤務形態の整備も必要である。何より、家族や児童本人への十分な説明が行われ、家庭復帰に向けた課題の解決に家族がともに取り組むことができる支援体制の構築が必要であろう。

C. 地域の資源に家族や子どもを「つなぐ支援」の必要性

調査の結果、家族や本人の意向が強く、課題の解決が見られないまま家庭復帰する状況は決して少なくなく、その後家族関係が再び悪化し、再入所に至っているという現状が明らかとなった。こうした状況を防ぐためには、本人や家族を中心に据え、課題の整理や目標の確認ができるような支援体制を、ファミリーソーシャルワーカー、児童福祉司が協同して築く必要がある。特に、家族が地域に戻った際、相談できる場所が明確に示されていないこと、また、そうした機関とつながらないまま再び生活していく現状は、状況がより深刻化し、再入所につながる可能性もはらんでおり、改善すべき大きな課題である。

しかしこれは、市町村の行う養育支援訪問事業だけにアフターケアの役割を期待することを意味しない。市町村による養育支援訪問事業の中に、虐待再発の予防・要保護問題再発の予防といった視点が根付き、市町村・児童相談所・児童養護施設の連携が成熟すること、支援の連続性が損なわれず、子どもの生活の場の変遷に常にソーシャルワーカーが寄り添うことのできる支援の在り方の検討が今後の課題である。

地域に子どもと家族を受け止めるネットワークが構築されており、いずれ地域に帰る存在として、施設入所中からネットワークの中で情報共有されていることが、施設内でのソーシャルワークの役割強化にもつながると考えられる。児童養護施設措置後も要保護児童対策地域協議会に必ずあがる

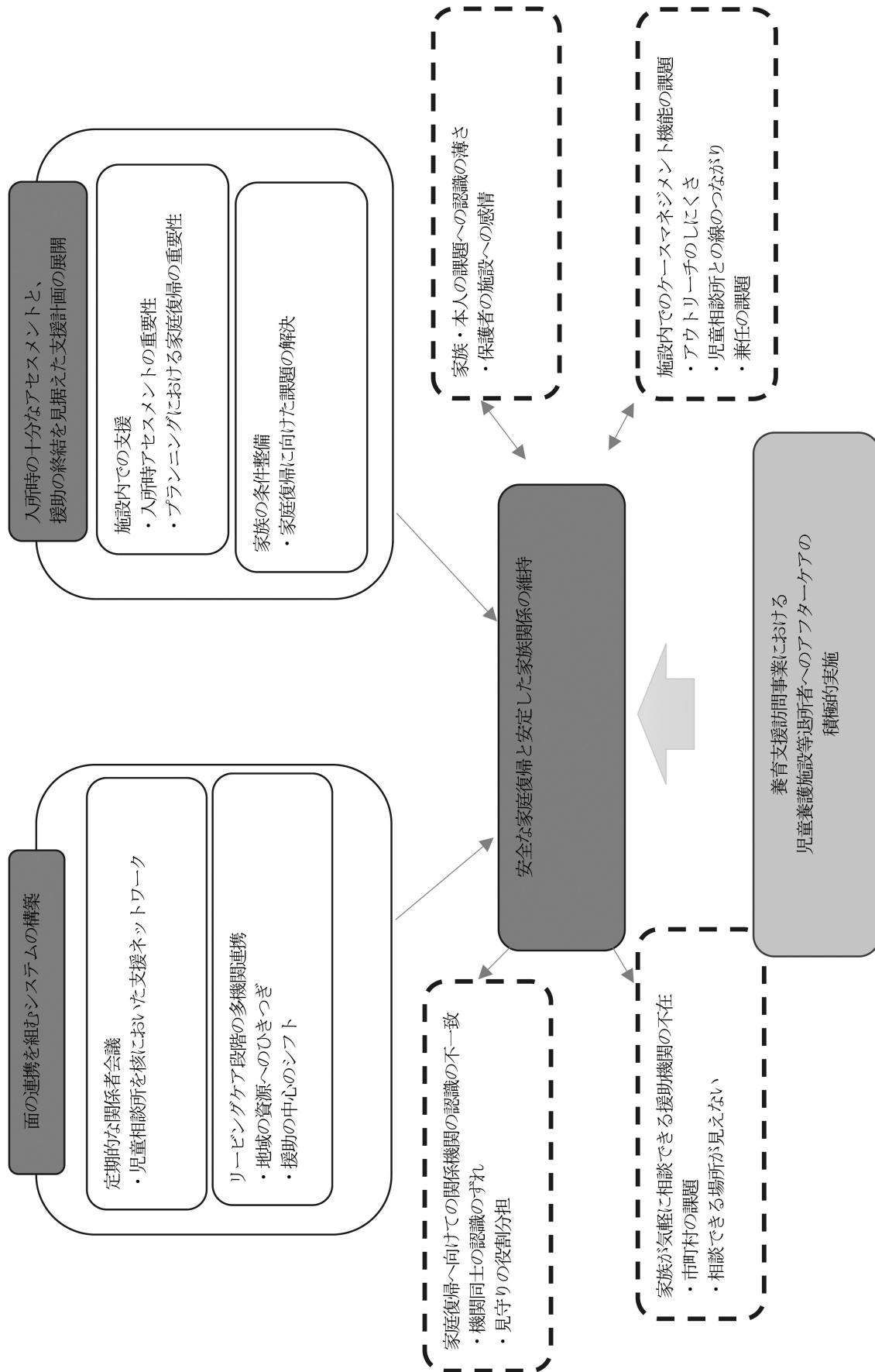


図 1

仕組みづくり、そこに児童相談所、市町村、児童養護施設が参画する仕組みづくりが必要と考える。

本研究は財団法人こども未来財団児童関連サービス調査研究事業「児童養護施設からの家庭復帰ケースへの養育支援における市町村と施設との連携に関する研究～養育支援訪問事業と施設職員によるアフターケアとの有機的連携～」(主任研究者伊藤嘉余子 分担研究者石田賀奈子)の調査研究の一部です。調査研究の実施にあたり、調査研究にご協力下さった児童養護施設の皆様に深く感謝いたします。

引用・参考文献

- [1] 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童養護施設入所児童等調査結果(平成25年2月1日現在)」2015
- [2] 伊藤嘉余子「児童養護施設退所児童のアフターケアに関する研究: アンケート調査からの分析」子ども家庭福祉学, 日本子ども家庭福祉学, 2010, 10号, pp. 35-45
- [3] 乳児院における個別対応職員のあり方にかかわるガイドライン検討委員会(編)「乳児院における家庭支援専門相談員ガイドライン」, 全国社会福祉協議会, 2003
- [4] 全国乳児福祉協議会「乳児院におけるアセスメントガイド社会的用語における人生初期のアセスメント 子どもの養育の質を高めるために」, 全国社会福祉協議会, 2013
- [5] 庄司順一「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」, 平成14年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書
- [6] 高橋重宏・山本真実・才村純ら(1999). 「児童養護施設入所児童の強制引き取りに関する研究(その1)」, 『日本子ども家庭総合研究所紀要』, 35, pp. 7-23
- [7] 大谷尚(2007)「4ステップコーディングによる質的データ分析手法SCATの提案-着手しやすく小規模データにも適用可能な理論化の手続き」名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要教育科学, 2007, 54(2), pp. 27-44
- [8] 川喜田二郎「KJ法-渾沌をして語らしめる」中央公論社, 1986

A study on the current state and the problem of family support for Residential Child Care Leavers who returned to their family

Kanako Ishida

Department of Social Rehabilitation

Faculty of Rehabilitation

Kobe Gakuin University

The major shift in the role and the function of Residential Care Institution for children has taken place along with the increase in the number of Child Maltreatment cases and the decrease in the family functioning.

The Purpose of our study is to clarify the current state and the problem of family support for Residential Child Care Leavers who returned to their family by intensively interviewing family social workers considered as experts.

The results of analysis identified these actual conditions and specific needs.

- (1) The lack of the cooperation with family social worker of Residential Care Home and municipal staff.
- (2) The importance of careful assessment for children at the occasion to admit to Residential Care Home.
- (3) Linking child and their family with regional resources for preventing their isolation.

Key Words : Residential Care Home for Children, Family reunification, Family social worker, Multi-disciplinary team approach, Child maltreatment